

件 名	堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市教育委員会事務局等事務分掌規則について、次のことから所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) ICTを活用した学校環境の整備を推進するため。</p> <p>(2) 全員喫食制の中学校給食の実施に向けた取り組みを推進するため。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策をはじめ、学校の保健と給食を取り巻く危機事象に注力して対応するため。</p> <p>(4) 学校経理や財産管理などの管理と学校施設の修繕などの整備に関する事務を効率的に実施するため。</p> <p>(5) 図書館カウンター堺東の設置のため。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月29日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 教育センターに学校ICT化推進室を新設し、企画情報課を企画相談課に改称する。</p> <p>(2) 学校給食改革室を中学校給食準備室に改称する。</p> <p>(3) 学校管理部保健給食課の学校保健に関する事務を学校教育部学校総務課に移管し、保健給食課を学校給食課に改称する。</p> <p>(4) 学校教育部学校総務課から学校経理に関する事務を学校管理部に移管のうち、学校管理課を新設し、施設課を学校施設課に改称する。</p> <p>(5) 中央図書館総務課図書館サービス係の分掌事務に図書館カウンター堺東の規定を加える。</p> <p>(6) 規定の整備を行う。</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日</p>
備 考	<p>附則で組織改正に伴う規定の整備として、堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則及び堺市学校結核対策委員会規則の改正を行うものである。</p>
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済みである。）</p>

報告第4号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年3月29日に教育長において臨時に代理したので、次のとおり報告する。

令和3年4月13日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「保健給食課
施設課」 を 「学校給食課
学校管理課」 に改め、
学校施設課」

同条第5項中 「企画情報課」 を 「企画相談課」 に改め、

同条第6項中 「学校給食改革室」 を 「学校 ICT 化推進室
中学校給食準備室」 に改める。

第6条の3中 「企画情報課」 を 「企画相談課、学校 ICT 化推進室」 に改める。

別表第1教職員人事部教職員企画課企画係の分掌事務を定める部分第3号中「国庫負担金」の次に「等」を加え、同課給与係の分掌事務を定める部分第1号中「含む。）」の次に「の決定及び支給」を加え、同課労務係の分掌事務を定める部分第6号中「職員団体」の次に「等」を加える。

別表第1学校教育部学校総務課学校経理係の分掌事務を定める部分を次のように改める。

学校保健係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関すること。
- (2) 学校における児童、生徒及び幼児の健康についての指導及び助言に関すること。
- (3) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関すること。
- (4) 学校結核対策委員会に関すること。
- (5) 学校環境衛生に関すること。
- (6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
- (8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。

別表第1教育センター企画情報課の分掌事務を定める部分中「企画情報課」を「企画相談課」に改め、同部分中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同課の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

学校 ICT 化推進室

- (1) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関すること。
- (2) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関すること。
- (3) 学校教育に係る情報化施策の推進に関すること。

別表第1学校管理部保健給食課の分掌事務を定める部分中「保健給食課」を「学校給食課」に改め、同課管理係の分掌事務を定める部分中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を

加える。

- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）に関する事。
- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関する事。
- (7) 補償金の支払い事務に関する事。

別表第1 学校管理部保健給食課給食係の分掌事務を定める部分中「学校給食改革室」を「中学校給食準備室」に改め、同課保健係の分掌事務を定める部分を削り、同部学校給食改革室の分掌事務を定める部分中「学校給食改革室」を「中学校給食準備室」に改め、同部分の次に次のように加える。

学校管理課

管理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関する事。
- (2) 学校施設の警備に関する事。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関する事。
- (4) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (5) 学校施設に係る電波障害に関する事。
- (6) 課内の他の係の所管に属しない事。

学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関する事。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関する事。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関する事。

別表第1 学校管理部施設課の分掌事務を定める部分中「施設課」を「学校施設課」に改め、同課施設係の分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関する事。

別表第1 学校管理部施設課計画係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同課管理係の分掌事務を定める部分を削り、同部教育環境整備推進室の分掌事務を定める部分第2号中「保健給食課、学校給食改革室及び施設課」を「学校給食課、中学校給食準備室、学校管理課及び学校施設課」に改め、同部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表中央図書館総務課図書館サービス係の分掌事務を定める部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 図書館カウンター堺東に関する事。

別表第2中「保健給食課保健係」を「学校給食課管理係」に、「第9号から第12号まで」を「第5号から第7号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

2 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育センター	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 所長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
--------	-----------------	---------------	------------------------------	--------------------------------------------------------

を

「

教育センター（各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者を除く。）	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 所長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
教育センター（各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に限る。）	午前8時30分から午後6時30分までの範囲内で5時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間		(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌	

に、

				年の1月3 日までの日 (前2号に 掲げる日を 除く。) (4) 預かり保 育を実施し ない日(第1 号に掲げる 日を除く。)	
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------	--

」

「保健給食課」を「学校給食課」に改め、同表教育環境整備推進室（各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に限る。）の項を削る。

（堺市学校結核対策委員会規則の一部改正）

- 3 堺市学校結核対策委員会規則（平成25年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保健給食課」を「学校総務課」に改める。

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p> 総務課</p> <p> 教育政策課</p> <p> 学務課</p> <p>教職員人事部</p> <p> 教職員企画課</p> <p> 教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p> 学校総務課</p> <p> 学校指導課</p> <p> 支援教育課</p> <p> 生徒指導課</p> <p> 人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p> 地域教育振興課</p> <p> 放課後子ども支援課</p>	<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p> 総務課</p> <p> 教育政策課</p> <p> 学務課</p> <p>教職員人事部</p> <p> 教職員企画課</p> <p> 教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p> 学校総務課</p> <p> 学校指導課</p> <p> 支援教育課</p> <p> 生徒指導課</p> <p> 人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p> 地域教育振興課</p> <p> 放課後子ども支援課</p>

学校管理部

保健給食課

施設課

2～4 (略)

5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。

教育センター

企画情報課

能力開発課

中央図書館

総務課

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当の室」という。）は、次のとおりとする。

学校給食改革室

教育環境整備推進室

第3条～第6条の2 (略)

第6条の3 企画情報課又は能力開発課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

学校管理部

学校給食課

学校管理課

学校施設課

2～4 (略)

5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。

教育センター

企画相談課

能力開発課

中央図書館

総務課

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当の室」という。）は、次のとおりとする。

学校ICT化推進室

中学校給食準備室

教育環境整備推進室

第3条～第6条の2 (略)

第6条の3 企画相談課、学校ICT化推進室又は能力開発課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

- (1) 課長又は参事 教育センター参事
- (2) 課長補佐又は主幹 教育センター主幹
- (3) 主任指導主事 教育センター主任指導主事
- (4) 主査 教育センター主査
- (5) 指導主事 教育センター指導主事
- (6) 副主査 教育センター副主査
- (7) 主任指導員 教育センター主任指導員
- (8) 指導員 教育センター指導員

第7条～第9条 (略)

別表第1 (第3条関係)

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関する
こと。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関する
こと。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関すること。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関すること。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関すること。

- (1) 課長又は参事 教育センター参事
- (2) 課長補佐又は主幹 教育センター主幹
- (3) 主任指導主事 教育センター主任指導主事
- (4) 主査 教育センター主査
- (5) 指導主事 教育センター指導主事
- (6) 副主査 教育センター副主査
- (7) 主任指導員 教育センター主任指導員
- (8) 指導員 教育センター指導員

第7条～第9条 (略)

別表第1 (第3条関係)

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関する
こと。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関する
こと。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関すること。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関すること。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関すること。

- (2) 文書の受発及び配付に関すること。
- (3) 事務局等の組織に関すること。
- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関すること。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関すること。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関すること。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関すること。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関すること。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関すること。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関すること。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関すること。
- (2) 市議会の議事に関すること。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

- (2) 文書の受発及び配付に関すること。
- (3) 事務局等の組織に関すること。
- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関すること。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関すること。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関すること。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関すること。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関すること。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関すること。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関すること。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関すること。
- (2) 市議会の議事に関すること。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

学務課

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 幼稚園児の募集に関すること。
- (5) 授業料等及び保育料に関すること。
- (6) 堺市奨学等基金に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。

企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

学務課

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 幼稚園児の募集に関すること。
- (5) 授業料等及び保育料に関すること。
- (6) 堺市奨学等基金に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。

- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関する事。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関する事。
- (4) 教科書の無償給与に関する事。
- (5) 学校基本調査に関する事。

教職員人事部

教職員企画課

企画係

- (1) 教職員の人事、給与、勤務条件等に係る調査及び企画並びに総合調整に関する事。
- (2) 教職員情報システムの管理及び運用に関する事。
- (3) 義務教育費国庫負担金に関する事。
- (4) 堺市学校園教職員厚生会に関する事。
- (5) 教職員の被服に関する事。
- (6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

給与係

- (1) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に関する事。
- (2) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収及び特別徴収に関する事。
- (3) 教職員の給与に係る諸証明に関する事。
- (4) 公立学校共済組合その他教職員の社会保険に関する事。

- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関する事。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関する事。
- (4) 教科書の無償給与に関する事。
- (5) 学校基本調査に関する事。

教職員人事部

教職員企画課

企画係

- (1) 教職員の人事、給与、勤務条件等に係る調査及び企画並びに総合調整に関する事。
- (2) 教職員情報システムの管理及び運用に関する事。
- (3) 義務教育費国庫負担金等に関する事。
- (4) 堺市学校園教職員厚生会に関する事。
- (5) 教職員の被服に関する事。
- (6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

給与係

- (1) 教職員の給与等（退職手当を含む。）の決定及び支給に関する事。
- (2) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収及び特別徴収に関する事。
- (3) 教職員の給与に係る諸証明に関する事。
- (4) 公立学校共済組合その他教職員の社会保険に関する事。

(5) 一般財団法人大阪府教職員互助組合との連絡調整に関する
こと。

(6) 教職員の児童手当に関すること。

労務係

(1) 教職員の出退勤の記録の整理に関すること。

(2) 教職員の労働安全衛生に関すること。

(3) 教職員の健康管理に関すること。

(4) 学校職員健康審査会に関すること。

(5) 教職員の公務災害等補償に関すること。

(6) 教職員の職員団体に関すること。

教職員人事課

採用係

(1) 教職員の採用に係る選考に関すること。

(2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

人事係

(1) 教職員の任免に関すること。

(2) 学級編制に関すること。

(3) 教職員の定数及び配置に関すること。

(4) 指導改善専門家等会議に関すること。

考査係

(5) 一般財団法人大阪府教職員互助組合との連絡調整に関する
こと。

(6) 教職員の児童手当に関すること。

労務係

(1) 教職員の出退勤の記録の整理に関すること。

(2) 教職員の労働安全衛生に関すること。

(3) 教職員の健康管理に関すること。

(4) 学校職員健康審査会に関すること。

(5) 教職員の公務災害等補償に関すること。

(6) 教職員の職員団体等に関すること。

教職員人事課

採用係

(1) 教職員の採用に係る選考に関すること。

(2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

人事係

(1) 教職員の任免に関すること。

(2) 学級編制に関すること。

(3) 教職員の定数及び配置に関すること。

(4) 指導改善専門家等会議に関すること。

考査係

- (1) 教職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 教職員の人事評価に関すること。
- (3) 教職員の昇任に係る選考に関すること。
- (4) 教職員懲戒等審査会に関すること。

学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関すること。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関すること。

学校総務課

指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関すること。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関すること。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関すること。

- (1) 教職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 教職員の人事評価に関すること。
- (3) 教職員の昇任に係る選考に関すること。
- (4) 教職員懲戒等審査会に関すること。

学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関すること。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関すること。

学校総務課

指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関すること。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関すること。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

学校保健係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関すること。
- (2) 学校における児童、生徒及び幼児の健康についての指導及び助言に関すること。
- (3) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関すること。
- (4) 学校結核対策委員会に関すること。
- (5) 学校環境衛生に関すること。

学校指導課

- (1) 学校運営、教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (3) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。
- (4) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 教育改革に係る教育内容に関すること。
- (7) 高等学校の生徒の募集に関すること。
- (8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。
- (9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導

(6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。

(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

(8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。

学校指導課

- (1) 学校運営、教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (3) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。
- (4) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 教育改革に係る教育内容に関すること。
- (7) 高等学校の生徒の募集に関すること。
- (8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。
- (9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導

に關すること。

- (3) 就学支援委員會に關すること。
- (4) 特別支援教育に係る關係機關との連絡調整に關すること。

生徒指導課

- (1) 生徒指導の推進に關すること。
- (2) いじめ防止等対策推進委員會に關すること。
- (3) 学校における進路指導等に係る指導及び助言に關すること。
- (4) 生徒指導に係る關係機關との連絡調整に關すること。
- (5) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員會に關すること。
- (6) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に關すること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に關すること。
- (2) 人権教育の推進に關すること。
- (3) 人権教育の指導及び助言に關すること。
- (4) 人権教育に係る關係機關等との連絡調整に關すること。

教育センター

企画情報課

- (1) 教育センターの予算、決算その他の財務及び事務の総括に關すること。

に關すること。

- (3) 就学支援委員會に關すること。
- (4) 特別支援教育に係る關係機關との連絡調整に關すること。

生徒指導課

- (1) 生徒指導の推進に關すること。
- (2) いじめ防止等対策推進委員會に關すること。
- (3) 学校における進路指導等に係る指導及び助言に關すること。
- (4) 生徒指導に係る關係機關との連絡調整に關すること。
- (5) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員會に關すること。
- (6) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に關すること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に關すること。
- (2) 人権教育の推進に關すること。
- (3) 人権教育の指導及び助言に關すること。
- (4) 人権教育に係る關係機關等との連絡調整に關すること。

教育センター

企画相談課

- (1) 教育センターの予算、決算その他の財務及び事務の総括に關すること。

- (2) 適応指導に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育相談に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関すること。
- (6) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関すること。
- (7) 学校教育に係る情報化施策の推進に関すること。
- (8) 教育文化センターの管理運営に係る指導及び監督に関すること。
- (9) 部内の他の課の所管に属しないこと。

能力開発課

- (1) 教職員の研修及び育成に関すること。
- (2) 教職員の校内研修に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 大学等と連携した教員の養成に関すること。
- (4) 学校教育に係る今日的課題の調査及び研究に関すること。
- (5) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（教育

- (2) 適応指導に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育相談に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

【削除】

- (5) 教育文化センターの管理運営に係る指導及び監督に関すること。
- (6) 部内の他の課の所管に属しないこと。

学校ICT化推進室

- (1) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関すること。
- (2) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関すること。
- (3) 学校教育に係る情報化施策の推進に関すること。

能力開発課

- (1) 教職員の研修及び育成に関すること。
- (2) 教職員の校内研修に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 大学等と連携した教員の養成に関すること。
- (4) 学校教育に係る今日的課題の調査及び研究に関すること。
- (5) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（教育

研究会に係るものに限る。)

- (6) 教科書センターに関する事。
- (7) 理科教育に係る相談、指導及び支援に関する事。
- (8) 幼児教育センターに関する事。

地域教育支援部

地域教育振興課

- (1) 美原こども館に関する事。

管理係

- (1) 社会教育委員に関する事。
- (2) (公財)堺市教育スポーツ振興事業団に関する事。
- (3) 舳松社会教育会館に関する事。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

支援係

- (1) 学校施設開放事業に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。

美原こども館

- (1) 館を使用する団体の育成並びに当該団体に対する助言及び指導に関する事。
- (2) 館の事業の企画立案に関する事。
- (3) 館の使用の許可に関する事。

研究会に係るものに限る。)

- (6) 教科書センターに関する事。
- (7) 理科教育に係る相談、指導及び支援に関する事。
- (8) 幼児教育センターに関する事。

地域教育支援部

地域教育振興課

- (1) 美原こども館に関する事。

管理係

- (1) 社会教育委員に関する事。
- (2) (公財)堺市教育スポーツ振興事業団に関する事。
- (3) 舳松社会教育会館に関する事。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

支援係

- (1) 学校施設開放事業に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。

美原こども館

- (1) 館を使用する団体の育成並びに当該団体に対する助言及び指導に関する事。
- (2) 館の事業の企画立案に関する事。
- (3) 館の使用の許可に関する事。

放課後子ども支援課

管理係

- (1) 放課後児童対策事業に係る業務委託に関すること。
- (2) 放課後児童対策事業等一部負担金に関すること。
- (3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画運営係

- (1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関すること。
- (2) 放課後児童対策事業の企画運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関すること。

学校管理部

保健給食課

管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。

放課後子ども支援課

管理係

- (1) 放課後児童対策事業に係る業務委託に関すること。
- (2) 放課後児童対策事業等一部負担金に関すること。
- (3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画運営係

- (1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関すること。
- (2) 放課後児童対策事業の企画運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関すること。

学校管理部

学校給食課

管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。

(4) 給食業務に係る研修に関すること。

(5) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

(1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること（学校給食改革室の所管に属するものを除く。）。

(2) 学校給食の指導及び運営に関すること（学校給食改革室の所管に属するものを除く。）。

(3) （公財）堺市学校給食協会に関すること。

保健係

(1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関すること。

(2) 学校における児童、生徒及び幼児の健康についての指導及び助言に関すること。

(3) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関すること。

(4) 学校結核対策委員会に関すること。

(5) 学校環境衛生に関すること。

(6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。

(4) 給食業務に係る研修に関すること。

(5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）に関すること。

(6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。

(7) 補償金の支払い事務に関すること。

(8) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

(1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること（中学校給食準備室の所管に属するものを除く。）。

(2) 学校給食の指導及び運営に関すること（中学校給食準備室の所管に属するものを除く。）。

(3) （公財）堺市学校給食協会に関すること。

【削除】

(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

(8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。

(9) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）に関すること。

(10) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。

(11) 補償金の支払い事務に関すること。

(12) 前3号に掲げるもののほか、補償に関すること。

学校給食改革室

(1) 全員喫食制中学校給食に係る企画及び事業計画に関すること。

(2) 全員喫食制中学校給食の指導及び運営に関すること。

中学校給食準備室

(1) 全員喫食制中学校給食に係る企画及び事業計画に関すること。

(2) 全員喫食制中学校給食の指導及び運営に関すること。

学校管理課

管理係

(1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。

(2) 学校施設の警備に関すること。

(3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。

(4) 学校施設の目的外使用に関すること。

(5) 学校施設に係る電波障害に関すること。

(6) 課内の他の係の所管に属しないこと。

学校経理係

施設課

施設係

- (1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。
- (2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。
- (3) 課内の他の係の所管に属しないこと。

計画係

- (1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。
- (3) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。
- (4) 学校施設台帳に関すること。

管理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の警備に関すること。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関すること。

学校施設課

施設係

- (1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。
- (2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。
- (3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

計画係

- (1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 【削除】
- (2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。
- (3) 学校施設台帳に関すること。

【削除】

(5) 学校施設に係る電波障害に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設の計画修繕に係る企画立案及び維持修繕に関する
こと。

教育環境整備推進室

- (1) 学校施設の適正配置に関すること。
(2) 学校施設の建物及び設備の整備に関すること（保健給食課、
学校給食改革室及び施設課の所管に属するものを除く。）。

- (3) 教育改革に係る施設の整備に係る調整に関すること。

- (4) 学校施設の跡地に関すること。

(5) 学校施設の管理に係る調査、研究、企画及び調整に関する
こと。

- (6) 幼児教育改革に係る企画、調整等に関すること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

中央図書館

総務課

管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。
(2) 集会室の使用の許可に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設の計画修繕に係る企画立案及び維持修繕に関する
こと。

教育環境整備推進室

- (1) 学校施設の適正配置に関すること。
(2) 学校施設の建物及び設備の整備に関すること（学校給食課、
中学校給食準備室、学校管理課及び学校施設課の所管に属す
るものを除く。）。

- (3) 教育改革に係る施設の整備に係る調整に関すること。

- (4) 学校施設の跡地に関すること。

【削除】

- (5) 幼児教育改革に係る企画、調整等に関すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

中央図書館

総務課

管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。
(2) 集会室の使用の許可に関すること。

- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。
 (2) 図書館協議会に関すること。
 (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
 (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
 (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
 (3) 移動図書館に関すること。

- (4) 図書館サービスに関すること。

堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。

- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。
 (2) 図書館協議会に関すること。
 (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
 (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
 (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
 (3) 移動図書館に関すること。

- (4) 図書館カウンター堺東に関すること。

- (5) 図書館サービスに関すること。

堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
 (2) 図書館サービスに関すること。

中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。

- (2) 図書館サービスに関すること。

東百舌鳥分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

初芝分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。
- (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関すること。

梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

- (2) 図書館サービスに関すること。

東百舌鳥分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

初芝分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。
- (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関すること。

梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

美原図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

別表第2（第6条関係）

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部保健給食課保健係の分掌事務を定める部分 第9号から第12号までに掲げる事務	1人

北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

美原図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

別表第2（第6条関係）

名称	所掌する組織又は事務	人数
学童集団下痢症補償対策担当部長	学校管理部学校給食課管理係の分掌事務を定める部分 第5号から第7号までに掲げる事務	1人

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）（附則第2項関係）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
(略)						(略)					
教育センター		午前9時から 午後5時30分まで	正午から午後 0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 所長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	教育センター （各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者を除く。）		午前9時から 午後5時30分まで	正午から午後 0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 所長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
						教育センター （各市立幼稚園にお		午前8時30分から午後6時30分までの範囲内で5時間30分を		(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外	

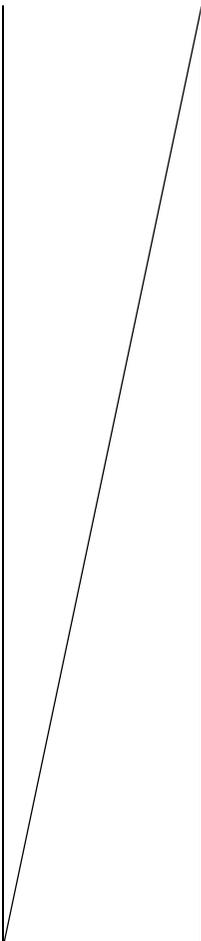
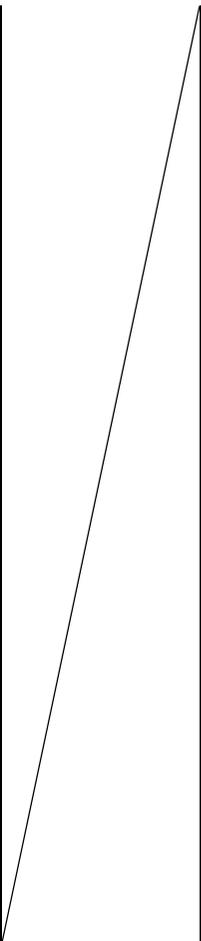
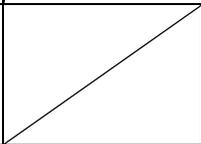
	<u>ける預 かり保 育業務 に従事 する者 に限 る。)</u>	<u>超えない時間 とし、課長が 職員ごとに指 定する時間</u>	<u>の日</u> <u>(2) 祝日</u> <u>法に規定</u> <u>する休日</u> <u>(前号に</u> <u>掲げる日</u> <u>を除く。)</u> <u>(3) 12</u> <u>月29日</u> <u>から翌年</u> <u>の1月3</u> <u>日までの</u> <u>日(前2</u> <u>号に掲げ</u> <u>る日を除</u> <u>く。)</u> <u>(4) 預か</u> <u>り保育を</u> <u>実施しな</u> <u>い日(第</u> <u>1号に掲</u> <u>げる日</u> <u>を除く。)</u>	
--	-----------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(略)

保健給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）	午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日（法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）	
保健給	午前8時15	正午から午後	(1) 条例	

(略)

学校給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）	午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日（法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）	
学校給	午前8時15	正午から午後	(1) 条例	

<p>食課（百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者に限る。）</p>	<p>分から午後2時45分まで</p>	<p>0時45分まで</p>	<p>第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日 （前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</p>		<p>食課（百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者に限る。）</p>	<p>分から午後2時45分まで</p>	<p>0時45分まで</p>	<p>第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日 （前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</p>	
<p>教育環境整備推進室</p>	<p>午前8時30分から午後6時30分まで</p>		<p>(1) 条例 第3条第3項に規</p>						

<p>(各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に限る。)</p>	<p>の範囲内で5時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>定する勤務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日 (前号に掲げる日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。) (4) 預かり保育を実施しない日(第1号に掲</p>	Empty content area
--------------------------------------	--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

				げる日を 除く。)	
(略)					(略)

堺市学校結核対策委員会規則（平成25年教育委員会規則第6号）（附則第3項関係）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（庶務） 第10条 委員会の庶務は、<u>保健給食課</u>において行う。</p>	<p>（庶務） 第10条 委員会の庶務は、<u>学校総務課</u>において行う。</p>